

入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月13日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 石垣港湾事務所長 林 健太郎

1. 調達内容

- (1) 件名 平成24年度石垣港複合機保守業務（電子入札対象案件）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」（希望地域を九州・沖縄地域とするものに限る）のうち、A、B、C又はDの等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であり、沖縄県内に本社を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開

始の決 定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再
認定を 受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に
基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を
除く。)でないこと。

(4) 資料提出期限から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事
務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和60年8月6日付け総会計
第642号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合
事務局開発建設部発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣
府から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名
除外取消通知書」を通知されたものは除く。)ではないこと。

(6) 仕様書及び入札説明書等の受領を済ませていること。

(7) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町1番地の10
沖縄総合事務局 石垣港湾事務所 総務課
TEL 0980-82-4740 FAX 0980-83-8760

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

平成24年4月13日～平成24年4月19日

3(1)の場所にて交付する。

(3) 電子入札システム及び紙入札による入札書の提出期限

平成24年4月26日(木) 13時00分

国土交通省電子入札システム <https://e-bisc.go.jp>

より提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更した場合は、
上記3(1)に提出すること。

(5) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は行わない。

(6) 開札の日時及び場所

平成24年4月27日(金) 11時00分

沖縄県石垣市美崎町1番地の10

沖縄総合事務局石垣港湾事務所 入札室

4 . その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

電子入札システムにより参加を希望する場合は、入札書類データを上記 3 (4) の受領期限までに、上記 3 (3) に示す URL に提出しなければならない。

紙入札方式により参加を希望する者は、必要な資料等を上記 3 (3) の受領期限までに、上記 3 (1) に示す場所に提出しなければならない。

なお、 いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な資料等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、提出資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法

予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) その他詳細は入札説明書による。